

健康づくりの推進に向けた連携協力に関する実施要領

(目的)

第1条 まえباشりウエルネス企業（企業との協働による健康づくり事業実施要領 平成25年9月1日施行。以下、「ウエルネス企業」という。）従業員の健康づくり推進を支援するために、まえباشりウエルネス応援企業を創設する。

(まえباشりウエルネス応援企業の標記)

第2条 ウエルネス企業との区別をつけ、わかりやすい標記にするためにHG丸ゴシックM-PROを使用し、まえباشりウエルネス応援企業（以下、「ウエルネス応援企業」という。）と標記する。

(ウエルネス応援企業の役割)

第3条 ウエルネス応援企業は、ウエルネス企業の趣旨に賛同し、従業員の健康づくりの契機となる手段を提供する。

(ウエルネス応援企業の登録)

第4条 市は、第3条の企業の役割に賛同し、ウエルネス企業の健康づくり活動を支援する企業を募集し、ウエルネス応援企業として登録するものとする。

(登録の申込及び登録)

第5条 登録を希望する企業は、市に、第3条にある健康づくりの手段を示し、協議の上、申込を行うものとする。

2 市は、協議の結果、第3条の役割を担うと判断した場合、ウエルネス応援企業として登録する。

(覚書の締結)

第6条 市は、協議した内容を健康づくりの推進に向けた連携協力に関する覚書（以下「覚書」という。）を示し、ウエルネス応援企業と締結する。

(ウエルネス応援企業の登録要件)

第7条 企業との協働による健康づくり事業実施要領第5条に準ずるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、ウエルネス応援企業の登録の促進および周知を行う。

2 ウエルネス応援企業へ最新のウエルネス企業一覧を提供する。

(登録期間)

第9条 ウエルネス応援企業の登録期間は協議の上、決定する。

(広報)

第10条 市は、ウエルネス応援企業の支援内容を広報誌、市ホームページへ等へ掲載し健康づくりに関する情報を提供する。

2 ウエルネス応援企業は、自社のホームページや広告等に、ウエルネス応援企業である旨を表示することができる。ただし、販売する商品に、ウエルネス企業である旨を直接使用することは認められない。

(登録の辞退)

第12条 ウエルネス応援企業は、活動を継続できなくなった場合、市へ申し出、協議の上、登録を辞退することができる。

(登録の取消)

第13条 市は、ウエルネス応援企業が、この要領で定める取組を行わないことが明らかになった場合、法令等に違反した場合、その他ウエルネス応援企業として適当でなくなると認められる場合に、登録を取り消すことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。